

監 査 結 果 の 概 要	措 置 内 容	措置状況
○ 指 摘 事 項 ア 積 算 交通誘導員費の単価選定を適正に行うべきもの 本工事は、中央区にある旧アメリカ領事館官舎 の耐震補強等を行うものである。 「神戸市建築工事積算要領」では、交通誘導警備 に係る費用は、共通仮設費に交通誘導員費を積み 上げ計上すると規定されている。 交通誘導員費とは、労働者本人が受け取る賃金 としての労務単価である交通誘導警備員費に、下 請経費及び小器材（工具類）の損耗費等を加えた ものである。 本工事では、当初設計で交通誘導警備に係る費 用に交通誘導員費を正しく使用していたが、設計 変更で追加した交通誘導警備に係る費用に交通誘 導員費ではなく、労務単価である交通誘導警備員 費を使用していたため、積算額が過少となってい た。 設計変更における積算は、工事の契約額に直接 影響するものであるため、本工事の積算について 十分な検証を行うとともに、再発防止に向けて、 設計変更に伴い追加作成した単価が当初設計の単 価と同種のものであっても、内容確認を行う等によ り、適正な積算を徹底すべきである。 （建築住宅局建築課） 〔No. 35 旧アメリカ領事館官舎耐震補強他工事〕	「交通誘導員費（複合単価）」を採 用すべきところを、誤って「交通誘導 警備員費（労務単価）」を採用して計 上した。その原因は、設計変更作業当 時に上記2つの単価の名称が2文字 違いであったこともあり、その使い分 けを担当職員に周知徹底できておら ず単価選定を誤ったこと、および当初 設計と同種の単価であったことから、 係長および照査において適切なチェ ックができていなかったものである。 本件については、令和6年度第1期 の工事監査で、住宅建設課に同様の指 摘があり、令和6年12月の神戸市建 築技術管理委員会を経て、誤りを誘発 しやすい「労務単価」を無くす措置が 実施された（令和7年1月配布の標準 単価からの削除）が、この度の事象は、 当該措置前に起こったものである。 指摘事項等を再発防止するため、2 月25日から3月12日の間、建築課 内全職員を対象とした研修を実施し た。今回発生した積算の誤りの内容と 背景を理解し、当初設計・変更設計に 関わらず積算において気をつけるべ きポイントを改めて周知した。 今後も、定期的な研修の実施や係会 議などの場を通じて、積算に関する知 識の向上や発生しやすいミスの共有 を図ることで再発防止に努めるとと もに、工事の施行に際して万事遺漏の ないように取り組むべく、あらゆる機 会を通じて周知徹底する。	措置済

監 査 結 果 の 概 要	措 置 内 容	措置状況
○ 意 見 ア 契 約 請負契約審査会への付議と契約手続きを適切に行うべきもの 本業務は、神戸臨床研究情報センターに設置されている非常用発電機の分解整備を行う業務であり、請負人と随意契約を締結している。 随意契約とは競争によらず特定の相手方を選択して、これと契約する方法であり、随意契約ができるのは、契約相手方でないと目的を達することができない具体的な事由がある場合等に限られる。 本市では、請負契約事務の公正かつ的確な執行を確保するため、神戸市請負契約審査会（以下審査会と言う）を設置しており、随意契約について一定の要件に該当する場合は、当審査会に付議する必要がある。 なお、審査会では、①随意契約理由が法令に適合しているか、②請負先が適切か、③入札するべきではないか、について審査を行っている。 また、契約手続きにおいては、審査会の審議結果と随意契約理由書の内容を照合し、決裁の上、業者と契約手続きを行うこととなっている。 本業務は審査会対象の案件であったが、審査会の付議を受ける際に議案書の決裁者区分を誤っていた。 さらに、契約担当課との事前協議により議案書の随意契約理由を精査して審査会に付議し、承認を得ていたが、その後の契約手続きにおいて、契約書類に添付する随意契約理由書に転記する際に、誤って精査前の随意契約理由を記載していた。その結果、公表した随意契約理由も誤っていた。 随意契約の公正性・透明性を確保するためにも、審査会への付議とその後の契約手続きを適切に行うように努められたい。	決裁者区分を誤っていた原因は、当初請負金額が部長専決の範囲内であり、部長決裁で議案提出したものの、後に見積金額の誤りなどで請負金額が変更となり、局長級決裁で再回議すべきところ、決裁区分を十分に確認できていなかったことであつた。 また、契約書類に添付する随意契約理由書に、誤って精査前の随意契約理由を記載した原因は、手続きの途中で担当が変更になり、担当者及び承認者の書類確認が不十分なまま、精査前の書類を使用してしまったことである。 今後は、こうした同様のミスをなくすため、令和7年3月末のリスク評価シートの運用評価において、専決区分の確認の徹底及び随意契約時の随意契約理由の確認の徹底について、項目を追加し、部内で周知を行った。また、令和7年3月26日の部内担当者会議において、契約事務の専決規程の確認徹底と随意契約理由等の精査の徹底について周知した。 併せて、今後、財務会計・契約事務について、関係事務における不備をなくすために、マニュアル等や過去にあった誤りをもとに、年2回以上、部内で研修を行うこととした。	措置済

令和6年度2期工事定期監査及び出資団体工事監査（監査対象：企画調整局）

監 査 結 果 の 概 要	措 置 内 容	措置状況
（企画調整局医療産業都市部） [No. 01 神戸臨床研究情報センター非常用発電機整備]		